

監査報告書

令和4年6月1日

学校法人 国際審美学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 国際審美学園

監事 古賀 誠二



監事 吉田 明子



私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人国際審美学園寄附行為第15条に基づき、学校法人国際審美学園の令和元度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況について監査いたしましたので、以下の通り、報告いたします。

1. 監査の概要

監査にあたり、理事会、評議員会において、理事等からの業務報告を聴取するとともに、決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い財産目録、収支計算書、貸借対照表に関する計算書類についての検討を加え、必要と認める監査手続きを実施いたしました。

2. 監査の結果

学校法人国際審美学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録、収支計算書、貸借対照表に係る計算書類は、会計帳簿の記載と合致しました。法人の収支、財産状況及び事業報告書は経営状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関して、不正行為、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないことを認めました。

以上